

事業報告書
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 楓
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市東町1918番地1
- (3) 設立認可年月日 平成26年10月15日
- (4) 設立登記年月日 平成26年10月31日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 楓 塚崎整形クリニック	長崎県長崎市東町1918番地1	一般病床 0床
診療所	医療法人 楓 つかざき皮膚科	長崎県西彼杵郡時津町浦郷 436番地5	一般病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 無
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項
令和4年 9月16日 令和3年度の決算報告書の承認
令和4年10月 9日 理事の役員報酬改定の承認

法人名 医療法人 楓
所在地 長崎県長崎市東町1918番地1

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	229,108	I 流動負債	18,169
II 固定資産	221,225	II 固定負債	25,420
1 有形固定資産	91,666	負債合計	43,589
2 無形固定資産	126,427	純資産の部	
3 その他の資産	3,132	科目	金額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	406,744
		1 代替基金	12,097
		2 その他利益積立金	394,647
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	
		純資産合計	406,744
資産合計	450,333	負債・純資産合計	450,333

法人名 医療法人 楓
 所在地 長崎県長崎市東町1918番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	390,789
2 事業費用	392,490
本来業務事業利益	△ 1,701
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 1,701
II 事業外収益	17,737
III 事業外費用	8,933
經常利益	7,103
IV 特別利益	1,825
V 特別損失	1,650
税引前当期純利益	7,278
法人税等	8,732
当期純利益	△ 1,454

法人名 医療法人 楓
所在地 長崎県長崎市東町1918番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額	450,333 千円
2. 負 債 額	43,589 千円
3. 純 資 産 額	406,744 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	229,108
B 固 定 資 産	221,225
C 資 産 合 計 (A+B)	450,333
D 負 債 合 計	43,589
E 純 資 産 (C-D)	406,744

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 楓

理事長 塚崎 智雄 殿

私は、医療法人 楓 の令和4年会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和5年9月 9 日

医療法人 楓

監事 田中 志穂